

# 委任状

【受任者 特定行政書士】

事務所 海事代理士・行政書士 高松海事法務事務所  
所在地 神奈川県川崎市高津区久末1883-8  
職名及び氏名 特定行政書士 高松 大  
連絡先 電話：044-789-8441 F A X：044-789-8442  
行政書士名簿登録番号 日本行政書士会連合会 登録第09090460号

私儀、行政書士法第一条の二及び同法第一条の三第の規定に基づき、  
行政書士高松大を代理人と定め、下記の権限を委任します。

## 記

1. 自動車保管場所証明申請書の作成，届出書の作成，申請，補正，訂正，加除
2. 保管場所標章交付申請書の作成，申請，補正，訂正，加除
3. 上記の他，関係法令に基づく申請及び関連する必要な権限
4. 当該申請に伴う証書等の受領に関する一切の権限
5. 当該委任に係る復代理人の選解任に関する一切の件  
以下余白

令和 年 月 日

委 任 者	氏名 又は名称			印鑑
	現住所			
	連絡先	自宅	携帯電話	

行政書士法第一条の二（抄） **行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類**その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）**を作成することを業とする。**

行政書士法第一条の三（抄） **行政書士は、**前条に規定する業務のほか、**他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。**ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により**行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続**及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為**について代理**すること。以下略

民法第九十九条第一項 代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。

民法第六百四十三条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

※ 日付は記入日を入れてください。

※ 本書は感熱紙不可です。

※ 押印をお忘れのないようお願い致します（認印可）。